

4月1日(月)から 役場の組織が変わります

町民サービスのさらなる向上を目指し、
役場の組織を変更します。



● 介護福祉課と健康子育て課を統合し、健康福祉課に

- ・時代とともに変化する住民ニーズをよりの確に捉えながら行政運営を行うため、より柔軟で強靱な組織を目指し、介護福祉課と健康子育て課を統合します。新しい課の名称は「健康福祉課」です。
- ・この統合による各室の名称、主な業務内容に変更はありません。

統合前		統合後	
介護福祉課	介護高齢室	健康福祉課	介護高齢室
	福祉室		福祉室
健康子育て課	健康づくり室		健康づくり室
	子育て支援室		子育て支援室

問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



町 LINE 公式アカウントを登録しましょう!

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」して
ご利用ください。

友だち追加方法

二次元バーコードを読み取るか、LINE のホーム画面から「吉岡町」と
入力して検索してください。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



@yoshioka_town

「広報よしおか」をスマートフォンで

- スキマ時間に手軽に読める
- 最新号の配信をアプリでお知らせ
- スクロールでのページめくりや拡大・縮小がスムーズ

利用方法

- 1.二次元バーコードから無料アプリ マチイロ をインストール
- 2.「お住まいの地域」で「群馬県吉岡町」を設定

※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



▲インストールは
こちらから



▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

令和5年度住民税非課税世帯等に対する 物価高騰対応重点支援給付金のご案内 〈住民税均等割のみ課税世帯分〉

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への物価高騰の影響が大きい低所得（令和5年度住民税均等割のみ課税）の世帯の生活を守るため、**1世帯当たり10万円**の現金給付を行います。

◆対象（フローチャートをご確認ください。）

- 令和5年12月1日時点で吉岡町に住所を有し、令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯
- 令和5年12月1日時点で吉岡町に住所を有し、令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯

※令和5年度の住民税非課税者のみで構成されている世帯は対象になりません。

※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象になりません。

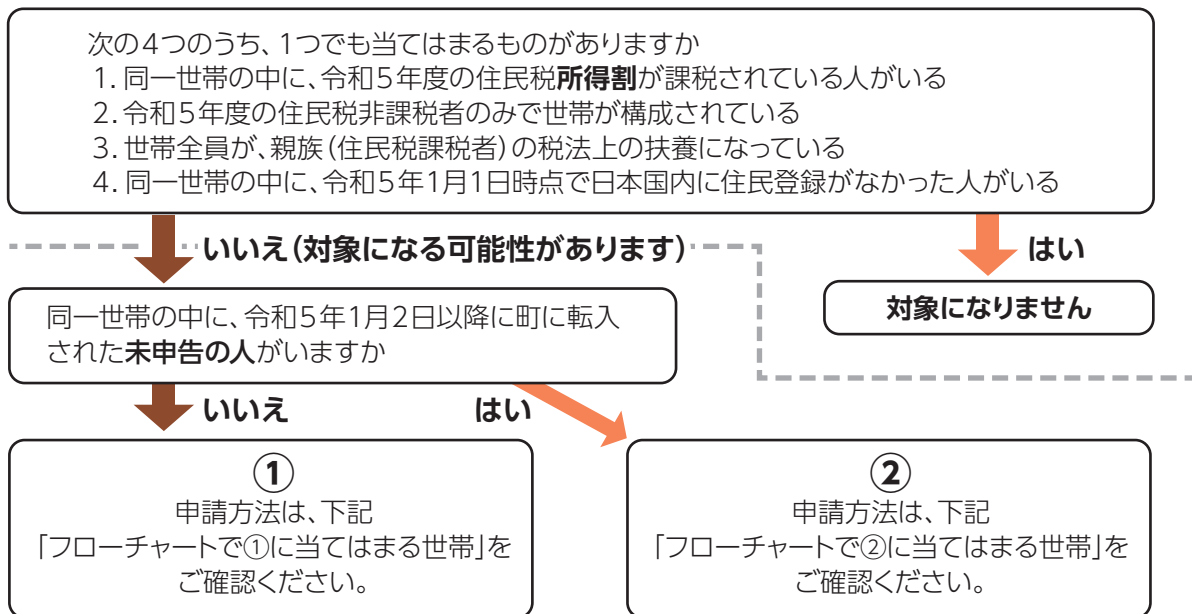
※令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録がない人を含む世帯は対象になりません。

住民税均等割のみ課税とは

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。この給付金における「住民税均等割のみ課税者」とは、「均等割」が課税で、「所得割」は課税されていない人のことです。

※町の住民税均等割の税額は、一律5,700円です。

支給要件確認フローチャート



※令和5年度の住民税は、令和4年1月～12月の所得により計算されます。

◆申請方法

フローチャートで①に当てはまる世帯

支給要件を満たす世帯主の人に3月中旬に「支給要件確認書」を送付します。通知が届いたら条件に当てはまるか確認し、必要事項を記入して町に返送してください。

フローチャートで②に当てはまる世帯

申請書の提出が必要です。3月15日(金)に受け付けを開始します。申請書の様式、添付書類などは町ホームページに掲載予定です。

※手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座は原則、世帯主の口座に限ります。

〈子ども加算分〉

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への物価高騰の影響が大きい低所得（令和5年度住民税非課税および住民税均等割のみ課税）の子育て世帯に対し、その世帯に属する**18歳以下の世帯員1人につき5万円**の現金給付を行います。

◆対象（フローチャートをご確認ください。）

令和5年12月1日時点で吉岡町に住所を有し、物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯1世帯当たり7万円）または物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円）を受給している世帯の世帯主で、対象児童が同一世帯にいる人

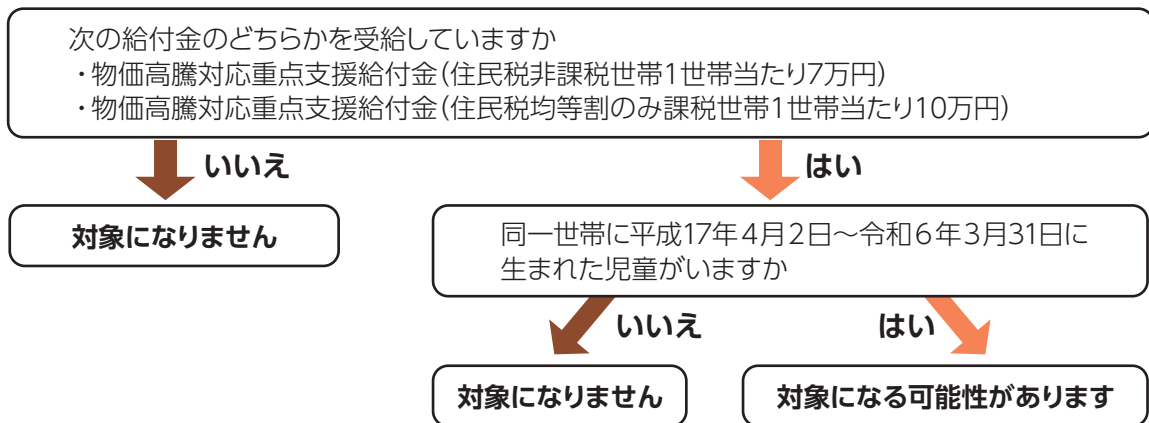
◆対象児童

令和5年12月1日時点で同一世帯にいる、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）

※新生児は誕生日が令和6年4月1日までが対象です。

※施設入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象になりません。

支給要件確認フローチャート



◆申請方法

対象世帯には、3月中旬から順次「支給のお知らせ」を送付します。通知が届いたら振込口座などを確認してください。口座の変更がなければ手続きは必要ありません。振込口座を変更する場合はお問い合わせください。

※手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座は原則、世帯主の口座に限ります。

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246（直通）

わが家の愛ドルを募集しています

広報よしおか裏面「わが家の愛ドル」のコーナーでわが子を紹介してみませんか？
2歳以下のお子さんを募集中です。

郵送またはメールで受け付けています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先

企画財政課 企画室 ☎26-2241（直通）



▲町ホームページはこちら